

7 指 第 278 号
令和 7 年 2 月 21 日

建設業関係団体の長 様

京都府建設交通部長
(公 印 省 略)

「工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）の運用について」
の一部改正について

平素より、京都府の建設交通行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

京都府におきましては、「工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）の運用について」（平成 26 年 3 月 26 日付け 6 指第 235 号策定、平成 27 年 2 月 4 日一部改正）を一部改正しましたので、お知らせします。

担当	指導検査課指導係
電話	075-414-5219